

## 生駒市条例第 13 号

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

生駒市長 山下 真

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例（平成 18 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の前の見出し中「及び平成 19 年度」を「から平成 20 年度までの各年度」に改め、附則に次の 1 項を加える。

5 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 365 号）による改正後の平成 18 年介護保険等改正令（以下この項において「新平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 20 年度の保険料率は、新条例第 4 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 1 号に該当するもの 38,800 円
- (2) 新条例第 4 条第 4 号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成 20 年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第 2 号に該当するもの 38,800 円

0円

- (3) 新条例第4条第4号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 42,500円
- (4) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者（以下この項において「第5号該当者」という。）に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、新条例第4条第1号に該当するもの 46,800円
- (5) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第2号に該当するもの 46,800円
- (6) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第3号に該当するもの 50,500円
- (7) 新条例第4条第5号に該当する者であって、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員（第5号該当者に限る。）が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、同条第4号に該当するもの 54,200円

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。